

修学資金貸付規定

医療法人社団 三慈会 釧路三慈会病院（以下「三慈会」という）にて取扱う修学資金について下記の通り定める。

（目的）

第1条 この規定は、看護師・臨床工学技士の資格取得後、5年間、当病院に勤務することを条件として修学資金を貸与する事を目的とする。

（資格）

第2条 この規定に該当するものは次のとおりとする。

- (1) 看護・臨床工学専門学校に進学する者
- (2) 看護・臨床工学大学に進学する者
- (3) 当病院職員である准看護師であって看護師の資格を取得するため進学する者
- (4) 看護・臨床工学学校に進学中の者であって院長が認めた者

（申請）

第3条 修学資金の貸付を受けようとする者は、次の書類を三慈会に提出しなければならない。

ただし、院長が認めた場合この限りではない。

- (1) 看護師・臨床工学修学資金貸付申請書・・・(様式1)
- (2) 家族調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式2)
- (3) 修学資金貸借契約書・・・・・・・・・・・・・・・・(様式3) ※審査通過後に三慈会が作成します
- (4) 同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式4) ※審査通過後に三慈会が作成します
- (5) 各種証明書類

		身分証明（写し）	印鑑証明書	源泉徴収票（写し）	銀行口座番号(通帳の写し)
18歳から19歳	借受人	○	○	△(注1)	○
	父母	○	×	○	×
	連帯保証人	○	○	○	×
20歳以上	借受人	○	○	○	○
	連帯保証人	○	○	○	×

注1) アルバイト等で収入が有る借受人は原則提出すること。

※身分証明書の写しは、本人分も含めて表面と裏面の両方が必要となります。(運転免許証等)

身分証明書としてマイナンバーカードの写しを提出する際には、表面（顔写真付き面）のみ提出して下さい。裏面（マイナンバー記載面）は提出不要です。

※連帯保証人は、パート、契約社員、年金生活者等不可。

※ご提出頂いた個人情報に関しては、修学資金の審査及び契約締結後の管理のために使用いたします。

(決定)

第4条 三慈会は、貸付の申込があった者について審査のうえ、貸付の可否を決定する。

2. 審議会の構成員は次のとおりとする。

院長、看護部長、事務長、事務部長、総務課長

(奨学金の内容)

第5条 修学資金は次のとおりとする。

(1) 第2条に該当する者

月額 100,000 円

(貸付対象費用及び限度額)

第6条 修学資金の対象となる種別は次のものとする。

(1) 入学金

(2) 授業料

(3) 学校運営協力費

(4) 実習費

(5) その他、三慈会が必要と認めたもの

ただし、総額限度は第8条の通りとし、月額貸付限度額は上記の学費の範囲内とする。

(貸付実行方法及び交付)

第7条 借受人に直接支払うものとする。貸付実行方法については毎月25日送金日とし、土日祝日の場合は金融機関の翌営業日、本人の指定する金融機関の口座に振込手数料を差し引いた金額を振込むものとする。

(貸付期間)

第8条 修学資金の貸付期間については、貸付することになった月から卒業する月の翌月までとする。

(返済の免除)

第9条 貸与した貸付金は、養成施設を卒業し、資格取得後、第1条(目的)に基づき、5年間勤務したとき全額を免除される。但し、釧路三慈会病院職員就業規則、第19条「育児休業」・「介護休業」及び第27条「特別休暇」(出産休暇)病欠・欠勤等は勤務年数に含めないものとする。

(貸付の停止)

第10条 借受人が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月までの期間、貸付を停止する。留年は貸付停止を1年間とする。

(貸付の取消し)

第11条 借受人が次の各号に該当したときは、修学資金の貸付を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 心身、又は学業態度不良等で就学継続の見込みがないと認めたとき。

(4) 借受人、保証人から貸付辞退の申出があったとき。

- (5) 卒業後1年以内に免許が取得できなかったとき。
- (6) 卒業後三慈会に入職しないとき。
- (7) 前各号のほか、引続き貸付することが適当でないと認められたとき。

(貸付金の返還)

第12条 借受人は次のいずれかに該当する場合は、借受人又は連帯保証人は貸付された金額に、年3.0%の利息を加算した金額を該当月の翌月に、全額を一括返済しなければならない。

- (1) 本規定第11条 貸付の取り消しの各号に該当したとき。
- (2) 勤務期間5年を満たさずに退職したとき。

(延滞利息)

第13条 借受人は正当な事由がなく、貸付を受けた資金の額に相当する金額を期限までに返済しなかったときは、返済すべき日の翌日から年7.0%割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(在学証明書、成績証明書の提出)

第14条 借受人は毎年、年度始めに在学証明書、成績証明書を提出しなければならない。

(届出)

第15条 借受人は次のいずれかに該当するときは、直ちに届出をしなければならない。

- (1) 留年、休学、復学、転学、停学、退学、その他処分を受けたとき。
- (2) 本人又は連帯保証人の氏名、住所の異動、その他重要な報告事項が生じたとき。

(委任)

第16条 この規定に疑義が生じた場合は、随時、審議会において決定するものとする。

附則

- 1. この規定は、平成21年 4月 1日より施行する。
- 2. この規定は、平成22年 4月 1日より改訂する。
- 3. この規定は、平成22年 7月 1日より改訂する。
- 4. この規定は、平成25年 4月 1日より改訂する。
- 5. この規定は、平成31年 4月 1日より改訂する。
- 6. この規定は、令和 8年 1月 1日より改訂する。

釧路市幣舞町4番30号

医療法人社団 三慈会 釧路三慈会病院

院長 西池 淳

電話 0154-41-2299